平成２８年（フ）第１４７号
広島県福山市野上町２丁目７番15―204号
エバグリーン野上町ラ・フォーレ
債務者　田代　光男
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４８号
広島県福山市野上町２丁目７番15―204号
エバグリーン野上町ラ・フォーレ
債務者　田代　純子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１５８号
広島県福山市松永町３丁目４番12―503号
債務者　土橋　英子（旧姓山内・森）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１５９号
広島県福山市松永町３丁目４番12―503号
債務者　土橋　悠司
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４０５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1628番地１　コムシェヴ101、住民票上の住所神奈川県相模原市緑区谷ヶ原１丁目15番７号
債務者　和久津昌広
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５５６号
神奈川県小田原市蓮正寺287番地の５
債務者　星野　博之
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５６７号
神奈川県平塚市長持427番地の２　ＣＡＳＡすずき第７　201号
債務者　山田　正直
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６９号
北海道岩見沢市３条西13丁目９番地４　嶋崎マンション２号
債務者　木元　正子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第９３号
群馬県邑楽郡大泉町中央２丁目10番19号
債務者　三宅　英男
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２０７号
香川県高松市飯田町700番地１
債務者　松村　勝
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５２１号
福岡県春日市小倉２丁目６番地　セジュールひまわり201号
債務者　松永　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５３０号
福岡市早良区城西１丁目２番27号
債務者　甲斐　綾
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５３６号
福岡市西区姪の浜１丁目21番18号
債務者　松本　良子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５４６号
福岡市西区石丸２丁目10番４号
債務者　坂口　久典
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５５９号
福岡市博多区堅粕４丁目20番17号
債務者　安河内　修
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６号
鹿児島県大島郡伊仙町大字検福120番地２
債務者　徳田　勝
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第５１号
鹿児島県奄美市名瀬井根町18番23号
債務者　牧　幸子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市字糸井144番地37、住民票上の住所北海道苫小牧市澄川町６丁目３番６号
債務者　石黒　深雪
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部